

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、生活保護変更通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、本件事務連絡文書に記載されている「通知日」について、請求人が本件不支給決定通知書を開封し内容を確認した令和4年1月12日のことであると解釈し、同月分の保護費の加算分（17,870円）は返金の対象とはならないと理解していた。

ところが、本件処分通知書により、1月分の保護費から加算分である17,870円を返金するよう求められた。1月分の保護費が支給されてからひと月以上経過し、請求人は、加算分については費消してしまっているため、やりくりが難しく困っている。

このことを担当職員に相談したところ、担当職員から、請求人の日常の金銭管理に問題があることなど言われた。また、本件処分に対し審査請求を提起することを伝えると、毎月5,000円ずつ3月分から事務所で預かるといわれた。

請求人は、天引き支給ではなく、事務所に持参するよう指示されたのか分からない。また、審査請求を提起すると伝えているにもかかわらず、審査の決定が出る前に加算分を事務所に預けなくてはならないのかも疑問である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 9月13日	諮問
令和4年10月11日	審議（第71回第4部会）
令和4年11月 4日	審議（第72回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法 25 条 2 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 障害者加算

ア 保護基準別表第 1・第 2 章は、最低生活費に対する加算の種類、加算額及び加算の要件について定めている。

このうち、障害者加算は、次に掲げるものについて行うとしており、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害等級表」という。）の 3 級又は国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）について加算するとされている（同・2・(2)・イ）（このほかに身体障害等級表 1 級等に対する加算もある。）。

なお、請求人に対する障害者加算額についてみると、請求人

は、「入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者」でない「在宅者」であり、かつ、請求人が居住する〇〇区は、東京都の特別区であることから、保護基準別表第9の1・(1)の1級地—1に該当し、「1級地」及び「(2)のイに該当する者」として月額17,870円となる(同・2・(1))。

イ 国民年金法30条1項によれば、障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日において、被保険者(1号)又は被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者(2号)のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。))において、その傷病により同条2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給するとし、同条2項によれば、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし各級の障害の状態は、政令(略)で定めるものとされている。

ウ 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日付社援保第218号。以下「課長通知1」という。)によれば、障害の程度の判定は原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害

の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとされ、この場合における障害の程度は、手帳の２級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める２級の障害と認定するものとされている。

エ 「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和４０年５月１４日付社保第２８４号。以下「課長通知２」という。）によれば、障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとされている。

(4) 課長通知１及び課長通知２は、いずれも地方自治法２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言である。

(5) 行政不服審査法の規定に基づく執行不停止の原則

行政不服審査法２５条によれば、審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないと定められている。

２ 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、処分庁は、平成２８年７月２７日、請求人が障害等級２級の手帳の交付を受けていることを確認し、同年８月１日、障害者加算の相当額を加える保護変更決定を行い、本件年金裁定請求後においては、年金の裁定が申請中であったことから、課長通知１により、請求人が障害等級２級の手帳を所持していることを理由に障害者加算を認定していたことが認められる。

しかし、令和４年１月１２日、請求人から本件不支給決定通知書が処分庁に提出されたことから、処分庁は、同月２８日、課長通知２により、本件不支給決定通知書に記載された通知日（令和３年１２月２０日）の翌月となる令和４年１月１日以降の障害者加

算の認定を削除したことが認められる（本件処分）（なお、本件においては、請求人の障害の状態が身体障害等級表の3級に該当するか否かは問題とならない。）。

そうすると、本件処分は、上記1・(1)から(3)までの法令等の定め に則って適正に行われたものということができ、違法又は不当な 点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、課長通知2にいう、「障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたとき」について、請求人が本件不支給決定通知書を開封し、その内容を確認した令和4年1月12日として認定されるべき旨を主張するが、かかる請求人の主張を裏付けるような法令等の定めはなく、そのような主張を採用することはできない。

また、本件不支給決定が令和3年12月20日になされたことは、本件不支給決定通知に記載のとおりであり、処分庁が、課長通知2に基づき、本件不支給決定のあった月の翌月である令和4年1月分の障害者加算の認定を削除した本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 請求人は、本件審査請求の裁決がなされていないにもかかわらず、処分庁が、請求人に対し、本件返還を求めるのは不当であると主張する。

しかし、行政不服審査法25条によれば、審査請求は、処分の執行又は手続の続行を妨げるものではないと定められているのであるから（執行不停止の原則。1・(5)）、処分庁が、本件審査請求の裁決がなされる前に本件返還を求めたとしても、違法又は不当と評価されるものではない。

(3) なお、請求人は、上記のほかにも、担当職員の対応について疑問がある旨を主張するが、当該主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2のとおりである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子